

本宮市農業委員会 平成30年10月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年10月22日(月)午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員
農業委員会委員
1番 佐藤 孝昭 2番 渡辺 喜一 3番 渡邊 謙輔
4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸 6番 國分 新司
7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一
農地利用最適化推進委員
1番 石橋 広基 2番 遠藤栄太郎 3番 遠藤 俊雄
4番 遠藤 秀男
8番 三瓶 修藏 9番 鍋島 正則
10番 根本 市徳 11番 渡邊 善幸 12番 渡邊 利一
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 5番 國分 隆一 6番 佐藤 一徳
7番 三瓶 和彦
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 三瓶 隆
7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会10月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員5番國分隆一委員、推進委員6番佐藤一徳委員、推進委員7番三瓶和彦委員です。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会10月定例会を開会いたします。

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員5番遠藤政幸委員、農業委員6番國分新司委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 5番遠藤政幸委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、佐藤孝昭委員、遠藤栄太郎委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。去る10月11日(木)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査い

たしました。議案第 51 号農地転用に係る事業計画の変更については、一般住宅への転用です。議案第 52 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、主なものとしましては、農家住宅及び一般住宅敷地、建売分譲敷地の転用です。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 9 月定例会での許可についての報告と報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告についてを事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 9 月定例会許可分は、9 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましても、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 50 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 5 番遠藤政幸委員

遠藤政幸委員 議案第 50 号件番 1 について、10 月 14 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤俊雄委員と致しました。件番 1 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましても、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員遠藤俊雄委員は補足説明はありますか。

遠藤俊雄委員 農業委員遠藤政幸委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 50 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 50 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
 國分新司委員 議長
 会長伊藤 隆一 6番國分新司委員
 國分新司委員 議案第50号件番2について、10月7日に現地調査及び申請内容の確認を三瓶修藏委員と致しました。件番2については、生前一括贈与であり、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
 会長伊藤 隆一 推進委員三瓶修藏委員は補足説明はありますか。
 三瓶修藏委員 農業委員國分新司委員の説明とおりで。
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 会長伊藤 隆一 議案第50号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第50号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。
 会長伊藤 隆一 次に、議案第51号農地の転用にかかる事業計画の変更について農地法第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番1について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 会長伊藤 隆一 議案第51号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第51号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに決定いたしました。
 会長伊藤 隆一 次に、議案第52号農地の転用のための権利移動制限について農地法第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番1について事務局の

説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は

許可することに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一

議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一

次に、議案第 53 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

本件の再設定番号 1 から 7 番の 7 件と、新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一

議案第 53 号農用地利用集積計画の決定についての再設定番号 1 から 7 番の 7 件と、新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 53 号農用地利用集積計画の決定について再設定番号 1 から 7 番の 7 件と、新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一

次に、議案第 54 号農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一

なお、本件の 1 番につきましては、本農業委員会委員、私 9 番伊藤隆一委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に

より、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。

会長伊藤 隆一 暫時、休議します。

(休議中)

(9 番伊藤隆一委員退席)

会長職務代理者 それでは再開します。まず、番号 1 番の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長職務代理者 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長職務代理者 異議なしと認め、採決を行います。

会長職務代理者 議案第 54 号農用地利用配分計画(案)に対する意見について番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長職務代理者 異議なしと認め、議案第 54 号農用地利用配分計画(案)に対する意見について番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。9 番伊藤隆一委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

(9 番伊藤隆一委員着席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。次に、番号 2 の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 54 号農用地利用配分計画(案)に対する意見について番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 54 号農用地利用配分計画(案)に対する意見について番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 10 月の定例会を終了いたします。

平成30年10月22日
(閉会午後2時12分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席5番委員 遠藤 政幸

議席6番委員 國分 新司
